

平成27年度第4回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成27年7月22日(水)午後 4時開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階大会議室

3 出席委員(22名)

1番	今井勝子	2番	田中純一
3番	三橋秀夫	4番	羽根井直子
5番	山崎宏	6番	牛玖泰一
7番	立田三雄	8番	眞野好則
9番	川名部実	10番	池田達男
11番	石渡國男	12番	栗原初男
13番	木内正夫	14番	市原敏彦
15番	山本健史	16番	渡貫茂
17番	石田和久	18番	石渡一男
19番	櫻井道明	20番	清宮正
21番	川村文雄	22番	三門増雄(議長)

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 平成27年度第4次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 相川正巳

主査 久保木豊

## ◎開 会

午後 4 時開議

---

### ◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

始めに、議案第3号平成27年度第4次農用地利用集積計画の決定につきまして、総会資料8ページの申請番号19番の後に、机の上に配布しております。申請番号20番及び21番の追加をお願いいたします。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会及び調査会でございますが、事前調査会は8月17日（月）に開催を予定しております。

次回の担当は、第2班となります。

総会につきましては、8月21日（金）に開催を予定しております。

7月15日（水）に成田エクセルホテル東急において、印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会平成27年度総会があり、三門会長が参加いたしました。

次に、7月16日（木）に千葉県教育会館において、平成27年度農山漁村いきいき研修会が開催され、今井委員・羽根井委員が参加しました。

次に、7月30日（木）に千葉市文化センターにおいて、平成27年度千葉県女性農業委員の会があり、今井委員と羽根井委員が参加予定でございます。

次に、8月3日（月）に千葉商工会議所において、農業者年金加入推進部長等研修会があり、三門会長と私が参加予定でございます。

以上でございます。

### ◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方には大変忙しい中、また、お暑い中お集まり下さいまして、ありがとうございます。梅雨も明けまして、連日大変暑い日が続いておりますので、くれぐれもお体には気をつけていただきたいと思います。本日も慎重なる審議の程お願いいたします。それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は22名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成27年度第4回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。  
本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎会議録署名人の選任

- 議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。  
それでは、議長から指名いたします。  
議席番号、7番「立田 三雄委員」、議席番号8番「眞野 好則委員」を  
会議録署名人に指名いたします。

### ◎議案の上程

- 議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号、平成27年度第4次農用地利用集積計画の決定について  
以上、3議案でございます。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より  
説明をお願いします。  
事務局長。

———（事務局説明）———

### ◎議案第1号の説明

- 事務局長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明させていただきます。  
総会議案の1ページ～3ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条  
の規定による許可について審議を求めるもので、売買による所有権の移転をしよう

とするもの4件、19筆についてでございます。

表の第1項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は農業廃止のため、売買により所有権移転をしようとするもので、表の第2項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするもので、表の第3項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするもので、表の第4項につきましては権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするものでございます。その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項は牛玖委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

————（牛玖委員退席）————

牛玖委員が退席しましたので、議案第1号第1項の実態調査について、池田委員より報告をお願いいたします。

○池田委員 議席番号10番の池田です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、牛玖委員の息子さんと、現在、一緒に農業を行っております。今回、自作地に近い水田なので、耕作に便利のため、申請をされたそうです。また、義務者の■■さんは、この土地を売却し、農業をやめるとのことです。

以上、問題はないものと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、池田委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですのでこれより採決をいたします。議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

牛玖委員を入场させていただきます。

————（牛玖委員着席）————

続きまして、第2項の実態調査について、石田委員より報告をお願いいたします。

————（石田委員報告）————

○石田委員 議席番号17番の石田です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

畑3筆について、隣接地の耕作者である■■さんが、耕作に便利のため、申請をされました。義務者の■■さん、■■さんのお子さん、■■さんの弟さんの3人の共有名義でございます。3人共農業に携わった事はなく、事実上離農と言う事で、今回の農地を処分という形です。権利者の■■さんも問題ない農家でございます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、石田委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

————（眞野委員報告）————

○眞野委員 議席番号8番の眞野です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

■■■■さんは、以前市役所に勤めており、退職をされ、地元でライスセンターの仕事等手伝っております。今回申請される土地は、自分の住んでいる周りの農地で、そこを買い求めると言う事です。地主の■■さんは、隣の集落に住んでおり、耕作がやりづらいため、今回、■■さんが申請されたとの事です。

問題はないものと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査について、山崎委員より報告をお願いいたします。

———（山崎委員報告）———

○山崎委員 議席番号5番の山崎です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、前回の6月の総会時にも自作地の隣接地を申請しており、今回も自作地の隣接地について申請しました。前回同時に申請できなかったのは、義務者が引っ越しをする予定があり、住所が定まったので、今回申請したとのことです。■■さん、■■さんの土地が隣どうして、1枚の水田として耕作されており、問題はないものと思われまます。補足ですが、■■さんは農業をしておらず、事情があり、地元を離れており、家は空き家になっています。将来、現状を維持するには、■■さんが買い取ることがよいだろうと言うことで今回の申請となりました。問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、山崎委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第2号の説明

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号は、■■■■■■■■が、■■■■沿いの法面工事を行うための、進入路及び資材置場用地として■■の畑1,826㎡を、一時転用しようとするものでございます。この案件は、昨年2月末から本年9月末まで一時転用の許可を千葉県より得ておりましたが、工事内容の変更により、工事期間が延長することとなったため、一時転用の期間を平成29年3月末まで延長するものでございます。申請地の利用内容は、進入路箇所には鉄板敷きを、資材置場等については土木シートを敷いて、工事終了後は農地として復元するものです。許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、第2号については、申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

申請人の方は、ご苦労様でございます。  
自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■の■■■ですよろしくお願いします。■■■ですよろしくお願いします。農地一時転用申請について説明いたします。京成線沿いの角来の法面工事用の資材置場として、農地を一時転用してお借りしております。法面の詳細調査を行ったところ、地滑りを起こすことが判明したので、法面に杭を入れ補強する工事が必要となったため、それにより、工期と工事量が嵩むため、29年3月末まで、一時転用の期間を延長するため申請をいたしました。よろしくお願いします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。  
議案第2号について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、平成27年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。  
事務局長。



————（事務局説明）————

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第3号 平成27年度第4次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定4件、6筆、地積14,761㎡、賃貸借権の設定は、机の上に配布しております追加議案を含めまして、17件、31筆、地積30,615㎡でございます。

詳細でございますが、議案の6ページ～9ページ及び追加議案をお願いいたします。

借り手は、申請番号1番から5番については、新規就農するため借り受け、貸し手は労働力不足により経営規模を縮小するため貸し付けるもので、追加議案を含めた申請番号6番から21番までは農業経営規模拡大のため借り受け、貸し手は、労働力不足により経営規模を縮小するため貸し付けるもので、1年間～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、総会議案6ページの申請番号1番から5番については申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

————（申請人着席）————

申請人の方は、ご苦勞様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

————（申請人説明）————

○申請人 今回新規就農と言うことで申請させていただきました■■■と申します。よろしく申し上げます。自己紹介をさせていただきます。現在53歳で、住ま

いは佐倉市の■■で、現在■■■■■■■■■■に勤めております。家族は妻と息子1人、息子は下宿していますので、妻と2人暮らしです。家内は農業をやって行く事について理解を示してくれています。10年位前から、ブルーベリーを自宅でも鉢植えで栽培しております。今後もっと規模を大きくしてやって行きたいと思い、知り合いの方から、農地をお借りして栽培を行っております。4、5年前から、短期間ではありますが、静岡県や長野県の方で研修を受けております。平成24年から知人の伝手を使って、1,000㎡程の畑をお借りしてブルーベリーの栽培をしております。現在120本程栽培しております。営農計画としては、ブルーベリーを中心に、観光農園を行おうと考えております。また、ブルーベリーの他にフェイジョア、プルーンも栽培しようと思っております。収支計画は、苗木から収穫できるまで、5、6年かかりますので、その後、年間で400万円程度の売り上げを見込んでおります。所有機械については、現在は、刈払機、耕運機、運搬用の軽トラックを所有しております。以上よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。栗原委員

○栗原委員 議席番号12番の栗原です。

質問ではございません。情報提供と言うことで、佐倉では、ブルーベリー等の栽培をしている農家が12件くらいおまして、千葉みらい農協に出荷しています。

農業委員の中にも3人ブルーベリー栽培をしております。10年以上栽培している方々なので、色々参考になると思います。また、接木とか剪定など、ブルーベリー協会にも所属しておりますので、色々勉強になると思いますし、情報提供もできますので、是非活用していただき、仲間になっていただきたいと思います。

○議長 他にご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

総会議案6ページの申請番号1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって総会議案 6 ページの申請番号 1 番から 5 番について、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、総会議案 6 ページの、申請番号 8 番、9 番については、今井委員、牛玖委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第 10 条の規定により退席をお願いいたします。

———（今井、牛玖委員退席）———

今井委員及び牛玖委員が退席いたしましたので、議案第 3 号の申請番号 6 番から追加議案を含む申請番号 21 番について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。立田委員

○立田委員 議席番号 7 番の立田です。

■■さんですが、■■■■■■■■になっていますが、現住所なんですか

○事務局 ■■さんは■■■に実家があり、現在は■■■に住んでいますが、実家には農機具等があり、実家まで通って農作業をしております。

○立田委員 現在は■■■に住んでおり、農機具等は実家にあると言う事ですね

○事務局 はいそうです。

○立田委員 解りました。

○議長 他にご質問等がありましたら、お願いいたします

———（発言者なし）———

ないようですので、議案第 3 号の、申請番号 6 番から追加議案を含む申請番号 21 番について、これより採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

今井委員及び牛玖委員を入場させてください。

———(今井委員・牛玖委員着席)———

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———(事務局長報告)———

### ○事務局長

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の10ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

共同住宅用地としようとするもの1件、2筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、2筆、宅地造成用地としようとするもの1件、1筆、店舗及び駐車場用地としようとするもの1件、2筆でございます。

次に、12ページ～13ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、4件、8筆、公衆用道路として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、2件、2筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===